

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

勝央町長 水嶋 淳治

市町村名 (市町村コード)	勝央町 (33622)
地域名 (地域内農業集落名)	植月地区 (植月東上分・植月東下分・神五郎・大嶋・字・大谷・大沢・大砂・畝・明穂・河内・平広・下村・出雲川・常重・高根・鳥羽野・宮代・畑田・田中・前田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域における水田の主な作物として水稻・黒大豆・野菜等、畑地ではぶどう・もも・いちご等があげられる。加えて複数の畜産経営体も存在しており、それと連携した飼料作物等の栽培も盛んに行われている。一部では、集落営農の法人化により、集落ぐるみでの農地維持に取り組む地域も存在する。一方で、地域全体の人口は減少傾向にあり、それに伴って農業者の年齢構成も高齢化の様相を呈しており、専業・兼業を問わず後継者や新たな農地の担い手の育成・確保が課題となっている。また、一定数のほ場が基盤整備済みとなっているが、一部基盤整備ほ場が荒廃状況にあることが見受けられることから、優良農地の維持及び荒廃した優良農地の復旧について検討を進める必要がある。また、気象条件の変動等に起因する各種作物の収量低下が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の住民を中心にそれぞれが耕作していくことを基本とし、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地利用していく体制の構築を図る。加えて、地区の状況を踏まえて、農業機械の共同利用や集落営農の発足・経営拡大も視野に入れ、専業・兼業を問わず、持続可能な体制の模索を進める。また、作物については、従来どおり、水稻・黒大豆を中心とした作付けを行っていくとともに、畜産農家と連携した飼料作物等の作付けを推進していく。それと同時に、飼料作物等の収穫体制の構築について検討を進める。また、担い手や農地所有者の意向を地域で共有することで、基盤整備が実施された優良農地の流動化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	383 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	383 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、地域の担い手への農地集積も推進していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構での貸借制度の周知を行うとともに、担い手等の経営意向を把握しつつ農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基本的には基盤整備は行わず、現状の状態を維持する。将来の営農及び土地利用を行う上で、農地の大区画化又は灌漑施設等の再整備は検討していく必要がある。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手を中心とし農業を継続していくとともに、地区内外の農業者や新規就農者との意見交換を行い関係機関と連携していき地区外等の新規就農者の受入れも前向きに検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止柵の設置や捕獲を検討していく。
②減農薬に取り組んでいく。
③大型草刈り機・ドローンの導入を検討していく。